令和８年（フ）第４９３号
鹿児島市吉野町2720番地１
債務者　山口　慎治
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４９５号
鹿児島市薬師１丁目18番20号　佐藤ビル301号
債務者　矢田さおり
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１２３号
鹿児島県姶良市加治木町木田4605番地１　春日住宅２棟104号
債務者　下園　　学
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１６１号
青森県八戸市旭ケ丘五丁目１番地138
債務者　沼澤　千鶴
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
青森県八戸市下長四丁目４番７―21号　県営住宅
債務者　中村　弘子
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第８６２号
千葉県流山市南流山１丁目14番地の８　ロジカルトレード南流山202
債務者　中野美代子
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８６６号
千葉県柏市大津ケ丘１丁目45番地１　ルナクレセンテⅢ―205号
債務者　吉田　恭佑
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８７０号
千葉県松戸市新松戸１丁目153番地　ニュー松戸コーポＣ棟101号
債務者　若林ディバインマリーこと　ＭＡＮＡ　ＬＡＤ　ＤＥＶＩＮＥ　ＭＡＲＩＥ　ＤＥＤ　ＥＬ
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８８４号
千葉県松戸市上本郷467番地の１　Ｅｍｅｒｇｅｎｃｅ Ｖ302号
債務者　佐久間恵子
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３２１号
新潟市西区坂井砂山４丁目17番13号　ヒルタウンなかよし Ｖ512
債務者　遠藤　　薫
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４０号
新潟市西区内野町737番地１　コーポエンドレス102号
債務者　高島　　悟
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４６号
福井県大飯郡おおい町本郷第128号22番地５　サンハイム　202
債務者　入江　和人
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第３３号
岐阜県可児郡御嵩町中916番地１　アルモニー１　202号
債務者　山崎　絵理
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第２４２号
三重県津市河芸町中別保310　ジョア・ボヌール・アン201、住民票上の住所三重県亀山市阿野田町891番地３（住民票上の前住所）
三重県津市白塚町2296番地１　レイアプルメリア205号
債務者　伊藤　結花
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２７２号
三重県亀山市北鹿島町15番12号208　ワールド北鹿島Ｂ棟202号、前住所三重県亀山市みどり町17番地33
債務者　田中　信二
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２８０号
三重県三重郡川越町大字豊田一色77番地２　プラッサムコートＴＩ　A106
債務者　須原　史恵（旧姓田中）
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係